

障がい者活躍推進計画

機関名	菊川市 菊川市議会事務局 菊川市教育委員会 菊川市監査委員事務局 菊川市消防本部
任命権者	菊川市長 菊川市議会議長 菊川市教育委員会 菊川市代表監査委員 菊川市消防長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
菊川市における障がい者雇用に関する課題	菊川市においては、法定雇用率を一時的に下回る時期があり、障がい者雇用を継続的に進めることが重要である。そのためにも、実態の把握とさらなる体制整備や各種取組が必要であるため、障害者の雇用促進法第7条の3第1項の規定に基づき、本計画を策定するものである。
目標	
①採用に関する目標	○【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和7年6月1日時点の法定雇用率：2.8％ （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	○職場の環境や仕事内容の不满等による不本意な休職・離職の防止。 （評価方法）毎年度末の人事記録やアンケート等をもとに、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	○【満足度、ワーク・エンゲージメント ^{※1} 】毎年初年度の基準を上回る。 計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。 ※1：仕事に対してのポジティブで充実した心理状態のこと。仕事に関する「活力」「熱意」「没頭」の3要素で構成される複合概念。 （評価方法）アンケート等により把握する。

取組内容	
1. 障がいのある職員の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障がい者雇用推進者として、総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員として総務課職員を選任する。</p>
(2) 人材面	<p>○労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を毎年 1 人以上受講する。</p> <p>○障がい者雇用に関する説明会への出席</p> <p>○職員研修において障がいに関する学習時間を設ける。</p>
2. 障がいのある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を毎年行い、必要に応じて検討を行う。</p> <p>○障がい者の能力や希望を踏まえた上で、各所属へのヒアリング等をもとに、職務の選定・創出について検討を行う。</p>
3. 障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○障がい者からの意見を踏まえ、障がい者が利用しやすい環境に配慮した整備を検討する。</p> <p>○定期的に面談を行い、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○障がい者を対象とした相談会への参加。</p> <p>○特別支援学校の生徒の職場実習の積極的な受入れ。</p> <p>○一般職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する職員の募集を行う等、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障がい者、精障がい者及び重度障がい者の積極的な採用に務める。</p> <p>○採用に関して以下のような不適切な取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する ・ 就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定する ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する
(3) 働き方	<p>○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>

	(4) キャリア形成	○本人の希望を踏まえつつ、業務に則した実務研修、向上研修等の教育訓練を行う。
	(5) その他の人事管理	<p>○定期的又は必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がいをもつこととなった者をいう）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がいの特性等について情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4. その他		
		<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障がい者就労施設等を対象とした調達を実施し、調達目標を前年度実績以上とする。また、その内容や調達先施設等を広げるものとする。（菊川市障がい者就労施設等からの物品等の調達指針より。）</p> <p>○公共施設内において障がい者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売の場の提供を実施する。</p>